

計画に係る用語集

あ行

NPO (NonProfit Organization)	<p>ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格(注)を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称</p> <p>法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。</p> <p>(注) 法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの</p> <p style="text-align: right;">※内閣府NPOホームページより</p>
---------------------------------	---

か行

家庭的養護	<p>社会的養護の一つ。社会的養護は、家庭的な環境の下で子供たちを養育する「家庭的養護」と児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設で養育する「施設養護」に大きく分けられる。</p> <p style="text-align: right;">(→「社会的養護」を参照)</p>														
グループホーム	<p>地域の中で家庭的な雰囲気の下、6人程度の子供を養育する小規模施設。家庭的養護と施設養護の両方の体系を持った制度</p> <p style="text-align: right;">(→「社会的養護」を参照)</p>														
合計特殊出生率	<p>その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子供を生むと仮定した時の子供の数に相当する。</p>														
子供	<p>児童福祉法における「児童」と同様に、満18歳未満の者を指す。 (関連用語の定義)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #4f81bd; color: white;"> <th style="width: 10%;">用語</th> <th style="width: 60%;">定義</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">児童</td> <td>乳児</td> <td>満1歳に満たない者</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">児童福祉法</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者</td> </tr> <tr> <td>少年</td> <td>小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者</td> </tr> <tr> <td>若者</td> <td>思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者</td> <td style="text-align: center;">青少年育成施策大綱</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	備考	児童	乳児	満1歳に満たない者	児童福祉法	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者	若者	思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者	青少年育成施策大綱
用語	定義	備考													
児童	乳児	満1歳に満たない者	児童福祉法												
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者													
	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者													
若者	思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者	青少年育成施策大綱													

さ行

社会的養護	<p>様々な事情により家庭で暮らすことのできない子供達を家庭にかわって、公的に養育する仕組み</p> <p style="text-align: center;">社会的養護の仕組み→</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: #f4cccc; padding: 5px; margin-right: 5px;">社会的養護</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: #fce4ec; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">家庭的養護</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">里親制度</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">養育家庭</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">ほっとファミリー</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">専門養育家庭</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">親族里親</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">養子縁組里親</div> </div> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">グループホーム</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">フレンドホーム</div> </div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px;">施設養護</div> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px; margin-left: 5px;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">児童養護施設</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">乳児院</div> </div> </div>
-------	--

自立援助ホーム	義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する子供等のうち、なお、援助の必要な子供を入所させ、相談その他の日常生活上の援助および生活指導を行う事によって、社会的に自立するよう援助する施設
親族世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

た行

待機児童	認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが入所していない児童のうち、認証保育所・保育室・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた児童の数
東京都福祉保健基礎調査	<p>社会福祉や保健・医療施策推進の基本資料とするため、毎年、福祉の各分野のニーズの高いテーマを選定、実施している。(平成17年度までは「東京都社会福祉基礎調査」という名称)「東京の子どもと家庭」は昭和57年度から5年毎に行っており、平成19年度調査で6回目</p> <p>平成19年度の調査対象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東京都内に居住する、小学生までの子供を養育する4,800世帯 ②東京都内に居住する、20歳未満の子供を養育するひとり親1,200世帯 ③上記①②の世帯の子供の養育者(父親や母親等)

な行

認可保育所	国が定める最低基準に適合した施設で都の認可を受けた保育施設
認証保育所	多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、大都市の特性に着目した東京都独自の認証基準を満たし、都が認証した認可外保育施設
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子供を保護者の就労の有無にかかわらず受入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設
ネグレクト	養育の放棄又は怠慢

は行

発達障害	<p>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの</p> <p style="text-align: right;">※発達障害者支援法より</p>
------	---

フィルタリング	インターネット上の有害な情報（出会い系サイトやアダルトサイト・犯罪や自殺を誘発するサイトなど）を閲覧できないようにすること ※青少年・治安対策本部「ファミリーeルール」リーフレットより
---------	---

ま行

メディア・リテラシー	次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・メディアを主体的に読み解く能力 ・メディアにアクセスし、活用する能力 ・メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力 ※総務省HPより
メンタルヘルス	心の健康

や行

養育家庭	家庭で暮らすことができない子供を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する家庭 (→「社会的養護」を参照)
要支援児童	乳児家庭全戸訪問事業の実施やその他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く） ※児童福祉法より
要保護児童	保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童 ※児童福祉法より
要保護児童対策地域協議会	地方公共団体が、要保護児童の適切な保護を図るために設置する協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等の関係者により構成される。同協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

ら行

労働力率	労働力人口＝「労働者」＋「完全失業者」 労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口」×100
------	---

わ行

ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態
--------------	---